

「コロナに負けるな！十和田のお店応援ラリー」実施要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症により、売上に大きな影響を受けている地元商店や飲食店等への支援と市民の家計を支援するため、割引クーポン券発行と市内各店舗を巡る仕組みを組み合わせ、市内店舗への誘客及び消費額増加を促し、市内の経済回復を図ることを目的に実施します。

2. 事業概要

■プレミアム付割引クーポン券発行事業

1) 券名 コロナに負けるな！十和田のお店応援ラリー割引クーポン券

2) 割引クーポン券販売場所・期間・時間

| 販売場所 | 販売期間 | 販売時間 |
|----------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 十和田商工会議所 | 原則として、商工会議所の営業日に販売。但し、土曜・日曜・祝祭日は休み。 | 9:00～16:30 |
| 十和田湖商工会 | 原則として、商工会の営業日に販売。但し、土曜・日曜・祝祭日は休み。 | 9:00～16:30 |
| (一社)十和田奥入瀬観光機構 (十和田市観光物産センター) | 原則として、観光物産センターの営業日（年中無休。1月1日休み）に販売。 | 9:00～18:30 |

3) 割引クーポン券の販売及び有効期間

令和2年7月20日（月）～令和2年10月31日（土）

（注）令和2年11月1日（日）以降は利用出来ません。

4) 割引クーポン券の発行内容

●発行総額 3,000万円（6,000冊）

●発行内容 ①1枚500円割引クーポン券が10枚綴りで1冊です。

②額面5,000円分を3,000円（2000円分プレミアム付）で販売します。

③割引クーポン券の販売は1冊単位で販売します。

④1冊10枚綴りのうち、全取扱加盟店でご利用できる共通のクーポン券が4枚、スーパー等（スーパーマーケット、ホームセンター、ドラッグストア等）の大型店を除く中小店専用のクーポン券が6枚の合計10枚綴りです。

⑤1,000円以上のお会計で500円割引クーポン券1枚をご利用できます。

⑥ご利用は、1会計につき1枚（500円割引クーポン券）限りです。

※但し、(一社)十和田奥入瀬観光機構が実施するテイクアウト応援事業「十和田市 #Stay Home 応援企画～おうちで外食しませんか～」と割引クーポン券を併用してのご利用はできません。

●割引クーポン券の利用対象にならないもの

①商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いもの。

②たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。

③出資や債券の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。

④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等の購入。

⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い。

⑥現金との換金、金融機関への預け入れ。

⑦特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの。

⑧その他、利用対象商品として、ふさわしくないもの。

- 現金交換 釣り銭の禁止。また現金交換も禁止です。
- 販売限度額 1人3冊(9,000円)購入可能
- 割引クーポン券が破損・汚損した場合

2/3以上の面積が確認できるものは使用できます。但し、極端に汚損している場合は使用できない場合もあります。

■市内経済の回復・復興を願う「十和田“復袋”(十和田産品)」が当たるラリー事業

- 1) 実施期間 令和2年7月20日(月)～令和2年10月31日(土)
- 2) 参加方法
 - ①割引クーポン券購入時に1冊につき1枚ラリーカード(応募はがき)を配布します。
 - ②取扱加盟店にて割引クーポン券をご利用してお買物された方に応援ラリーシール1枚を配布します。
 - ③応援ラリーシールは、取扱加盟店毎に違います。
- 3) 応募方法
 - ①3店舗以上の応援ラリーシールを集めると“十和田復袋(十和田産品)”が当たる抽選会に応募できます。
 - ②ラリーカード(応募はがき)に応援ラリーシール(3店舗以上)を貼って必要事項をご記入の上、63円切手を貼って投函していただくか、割引クーポン券販売場所(十和田商工会議所、十和田湖商工会、(一社)十和田奥入瀬観光機構)までご持参ください。
 - ③応募したラリーカードの中から抽選で合計275名様に十和田“復袋”(十和田産品)が当たります。
- 4) 賞品内容 応援ラリーシールの数(店舗数)によって、抽選で以下の賞品が合計275名様に当たります。

| | | |
|----------|-------------------------|------|
| ・3店舗ラリー賞 | 1,000円相当の十和田産品 | 110本 |
| ・5店舗ラリー賞 | 3,000円相当の十和田産品 | 80本 |
| ・7店舗ラリー賞 | 5,000円相当の十和田産品 | 60本 |
| ・10店舗ラリー | コンプリート賞 10,000円相当の十和田産品 | 25本 |

※同一店舗の応援ラリーシールが複数枚あった場合でも1店舗となります。
- 5) 応募期限 令和2年11月15日(日) 消印有効
- 6) 抽選会 日程 令和2年11月下旬
場所 十和田商工会議所
- 7) 抽選結果 当選の発表は、賞品の発送をもってかえさせていただきます。
※抽選結果のご連絡は、当選者のみに行います。
※ご記入された内容に誤り等があった場合には、当選対象から除外いたします。
※賞品の発送は、令和2年12月中旬の発送予定です。
※賞品の発送は、日本国内に限らせていただきます

■十和田のお店応援ラリー(割引クーポン券)取扱加盟店

- 1) 加盟資格 十和田商工会議所、十和田湖商工会、(一社)十和田奥入瀬観光機構の会員事業所が対象です。
- 2) 募集期間 令和2年6月22日(月)～7月9日(木)※但し、土曜・日曜・祝日を除く。
募集期限後にお申込みの場合は、割引クーポン券購入者にお渡しする「取扱加盟店一覧」には掲載されません。ホームページのみの掲載となります。
- 3) 申込方法 別紙「コロナに負けるな!十和田のお店応援ラリープレミアム付割引クーポン券取扱加盟店登録申込書」にご記入の上、十和田商工会議所、若しくは十和田湖商工会窓口へご持参いただくか、FAX(FAXの場合は、必ず送付後確認のお電話を窓口までご連絡願います。)、又は郵送にてお申送ください。

登録確認後、「取扱加盟店ポスター、加盟店登録証、換金依頼書、応援ラリースール等」を郵送でお送りします。

4) 業 種 一部の風俗営業業種および業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは対象外です。

5) 業 態 大規模小売店舗立地法（新大店法）及び大規模小売店舗法（旧大店法）に基づき、青森県に届出している店舗面積が 1000 ㎡以上の大規模小売店舗は「大型店」となります。届出をしていない中小小売店舗は「中小店」となります。

6) 費 用 登録料及び換金手数料等の費用は一切かかりません。

7) 換金方法 ・お客様から受け取った割引クーポン券の裏面取扱加盟店欄に必ず社判（スタンプ）を押してください。社判がない場合は手書きで社名をご記入ください。割引クーポン券裏面に社判（スタンプ）等の署名がない場合は、換金されませんのでご注意ください。

・「割引クーポン券換金依頼書（登録申込後に配布）に必要事項を記入・押印の上、使用済みクーポン券を添えて十和田商工会議所、又は十和田湖商工会までご持参ください。

・換金は令和 2 年 7 月下旬から 1 2 月下旬までの当所が指定する日に、取扱店登録申込書記載の指定口座にお振り込みいたします。

・現時点での割引クーポン券換金手続き期間と換金精算・振込予定日は概ね以下の通りです。

| | 割引クーポン券換金受付期間・時間（予定） （土・日・祝日の他、十和田商工会議所・十和田湖商工会の休日を除く平常営業日の 9:00～16:30） | 換金精算・振込日 （予定） |
|-------|--|------------------|
| 1 回目 | 7 月 2 0 日（月）～ 7 月 3 1 日（金） | 8 月 1 2 日（水） |
| 2 回目 | 8 月 3 日（水）～ 8 月 1 2 日（水） | 8 月 2 1 日（金） |
| 3 回目 | 8 月 1 7 日（月）～ 8 月 3 1 日（月） | 9 月 9 日（水） |
| 4 回目 | 9 月 1 日（火）～ 9 月 1 5 日（火） | 9 月 2 8 日（月） |
| 5 回目 | 9 月 1 6 日（水）～ 9 月 3 0 日（水） | 1 0 月 9 日（金） |
| 6 回目 | 1 0 月 1 日（木）～ 1 0 月 1 5 日（木） | 1 0 月 2 6 日（月） |
| 7 回目 | 1 0 月 1 6 日（金）～ 1 0 月 3 0 日（金） | 1 1 月 1 1 日（水） |
| 8 回目 | 1 1 月 2 日（月）～ 1 1 月 1 3 日（金） | 1 1 月 2 5 日（水） |
| 9 回目 | 1 1 月 1 6 日（月）～ 1 1 月 3 0 日（月） | 1 2 月 9 日（水） |
| 10 回目 | 1 2 月 1 日（火）～ 1 2 月 1 5 日（火） | 1 2 月 2 4 日（木） |

3. お問い合わせ先

取扱加盟店申込及び換金等

■ 旧十和田市地区窓口 十和田商工会議所 〒034-8691 十和田市西二番町 4-11
TEL.0176-24-1111 FAX.0176-24-1563

■ 旧十和田湖町地区窓口 十和田湖商工会 〒034-0301 十和田市奥瀬字中平 61-1
TEL.0176-72-2201 FAX.0176-72-3050

事業実施主体：十和田商工会議所

共 催：十和田湖商工会・（一社）十和田奥入瀬観光機構

後 援：十和田市